

社会福祉法人 住田町社会福祉協議会
住田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程

平成12年3月23日制定
平成18年3月23日一部改正
平成19年3月20日一部改正
令和3年6月22日一部改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人住田町社会福祉協議会が開設する住田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問入浴介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護員等（以下「従業者」とする）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の身体の清潔を保持、心身機能の維持等を図る援助を行う。

2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行うものとする。

3 指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 住田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所

(2) 所在地 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96-5

(職員の種類、職員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 訪問入浴介護員等 看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
訪問入浴介護員等は、指定訪問入浴介護の提供に当たる。

(3) 事務職員 若干名 必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
但し、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、住田町全域とする。

(訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第7条 事業所で行う指定訪問入浴介護は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて行う。

2 指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 第6条の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護支援に要した交通費は、その実費を徴収することができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね20キロメートル未満 500円

(2) 事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1,000円

(3) 上記によりがたい費用が生じた場合は、あらかじめ利用者とその家族に対し、当該費用について同意を得るものとする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。及び指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用することとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、指定訪問入浴介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問入浴介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、提示の求め又は当該市町村から質問若しくは照会に応じ、また、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律(H15年法律57号)」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14)」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 訪問入浴介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (5) 事業所は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人住田町社会福祉協議会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。